

東弁19人第202号
2008年2月28日

水戸拘置支所支所長 殿

東京弁護士会
会長 下河邊 和 彦

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、本件申立の相手方である貴所に対し、下記の通り警告いたします。

記

第一 警告の趣旨

貴所職員は、2001（平成13）年4月24日ころから同年9月下旬ころまでの間、申立人に対して、夕食を摂らせただけで朝食及び昼食を全く食べさせず、また、運動のための出房もさせず、更に、この期間中に申立人をわずか1、2度しか入浴させないという処遇をして来ました。

貴所職員のかかる行為は、生命身体の安全を侵害する重大な人権侵害行為です。

よって今後は、二度と被拘禁者の食事、運動、入浴などの権利を侵害することがないよう、警告致します。

第二 警告の理由

一 前提となる事実

調査の結果によれば、以下の事実を認定することができる。

- 1 申立人は1999（平成11）年7月21日に窃盗及び道路交通法違反事件の刑事被告人として水戸拘置支所に入所し、その後有罪判決が確定して同年8月11日に懲役受刑者となり、同月24日に水戸少年刑務所へ移送された。
- 2 申立人は、2000（平成12）年6月24日、同刑務所において職員に暴行して怪我をさせ、窓ガラスを割ったとして、公務執行妨害、傷害及び器物損壊の容疑で逮捕され、その後起訴された。
- 3 起訴された公務執行妨害等事件につき国選弁護人としてB弁護士が選任された。
申立人は同事件につき否認をしており、B弁護士も、怪我をさせられたと称する職員の顔写真が不自然であることなどから公訴事実疑問を持ち、公判では、否認事件として全面的に争った。

4 翌2000（平成12）年12月22日、申立人は、上記懲役刑の執行中に発生した公務執行妨害等事件のために、上記懲役受刑者と同被告事件の被告人の地位を併有する被勾留受刑者として相手方拘置支所に再び入所した。

5 上記窃盗及び道路交通法違反事件の懲役刑の刑期満了日は2001（平成13）年1月9日である。

したがって同日より後の申立人の身柄拘束は、上記公務執行妨害等被告事件の刑事被告人としての地位に基づく勾留のみとなった。

6 申立人はその後、公務執行妨害等被告事件につき、2001（平成13）年12月11日、水戸地方裁判所から懲役2年3月（未決通算200日）の判決を言い渡された。

申立人は即日控訴の申立てをし、2002（平成14）年1月30日に東京拘置所へ移送されたが、2002（平成14）年4月23日に控訴を取り下げ、前記判決が確定した。

二 認定した事実

食事、運動及び入浴の制限について

B弁護士の回答書、同弁護士からの事情聴取の結果、同弁護士の相手方宛通知書及び水戸地裁宛「勾留執行停止または移監の申立書」によれば、2001（平成13）年4月24日の公判以降、水戸地裁が申立人の体重を測定することを決めた同年9月下旬ころまでの間、相手方職員は申立人に対し、食事を夕食だけとして朝食と昼食を摂らせず、運動のための出房もさせず、更に入浴もさせず、上記期間内に申立人が入浴できたのは1、2度に止まるという処遇をしたことが認められる。

これに対して相手方は、照会に対する回答においてこれらの事実を否定している。

しかし、当会からの照会に対する相手方の回答は、単に「申立に係る事実は認められない」とか「記録はなく事実は不明である」とあるのみであって、相手方が回答にあたって調査をした形跡がうかがえないことからすると、上記回答の信用性には疑いを持たざるを得ない。

また、前記の調査結果の通り、B弁護士は申立人からの食事等の訴えを聞いたのみならず、申立人が目に見えて痩せていったこと、髭が伸び放題となっていたことを現認したと述べており、かかるB弁護士の供述につき特にその信用性を疑うべき事情は見あたらない。

更に、申立人がこれらの食事制限等の行為について告訴をしこれが受理されたことを水戸地検が認めていること、及び、B弁護士が作成した2001（平成13）年6月29日付け通知書、同年8月30日付「勾留執行停止または移監の申立書」等の書面が存在すること等、当時から申立人及び弁護人において各所に対し上記事実を主張し抗議等していることに鑑みれば、前記の通りの処遇がなされていたことは優に認められるというべきである。

三 人権侵害性

以上の通り、相手方の職員は申立人に対し、食事の制限、運動や入浴への制限を行

なっていたことが認められる。

本件当時申立人は、無罪推定を受けるべき被告人の地位にある被勾留者だったのであり、身柄拘束にあたり、逃亡及び罪証隠滅の防止という目的以上の不利益を受けるいわれはない。

にも拘わらず相手方の職員は申立人に対し、食事、入浴、運動の制限という、生命、健康に危険を生じさせかねない処遇をしたのであり、これは申立人の生命身体の安全を侵害する重大な人権侵害行為であると言わざるを得ない。

四 結語

以上の通り、相手方による食事の制限、運動や入浴の制限は重大な人権侵害である。よって頭書の通り警告する。

以 上

東弁19人第203号
2008年2月28日

法務省矯正局
矯正局長 梶木 壽 殿

東京弁護士会
会長 下河邊 和 彦

人権侵害救済申立事件について（要望）

当会は、申立人をA氏とし、相手方を水戸拘置支所とする人権救済申立事件について、調査を終了しました。その結果、相手方を監督する立場にある貴庁に対し、下記の通り要望をすることとなりましたので本書面をもって通知いたします。

記

当会は、本件人権侵害救済申立事件につき、人権擁護委員会の調査に基づいて、添付の警告書の通り水戸拘置支所に対して警告を致しました。

問題となる行為は、相手方水戸拘置支所の職員が、2001（平成13）年4月24日ころから同年9月下旬ころまでの間、申立人に対して、夕食を摂らせただけで朝食及び昼食を全く食べさせず、また、運動のための出房もさせず、更に、この期間中に申立人をわずか1、2度しか入浴させないという、生命身体の安全を侵害する重大な人権侵害行為を行なったというものです。

この件の事案の重大性に鑑み、当会は、相手方水戸拘置支所の指導機関である貴庁に対して以下の通り要望いたします。

- 1 指導機関としての立場から、本件人権侵害事案について事実調査を行なうこと。
- 2 1の調査結果に基づき、責任を負うべきものにつきしかるべき責任追及をすること。
- 3 前記1、2の結果につき、当会にご報告頂くこと。
- 4 今後このような重大な人権侵害行為が再発することのないよう、関係各所に対し、日常的に十分な教育・指導・監督すること。

以 上